

部 活 動 規 定

前橋市立第五中学校

第 1 章 目 的

第 1 条 部活動は本校の教育活動のひとつとして、生徒が互いに協力しながら自主的・自発的に活動し、自己の持っている能力・特性を十分に伸ばすことを目的とする。

第 2 章 入部・退部

第 2 条 入部は、生徒が自らの趣味や興味・関心などをもとに、希望する部の活動内容・必要経費などを十分に調べてから入部する。

第 3 条 退部は、活動が困難な生徒が保護者、担任、顧問と十分相談の上、退部する。

第 4 条 部の入部・退部に当たっては、所定の用紙に必要事項を記入し、担任を通し、顧問に届け出る。なお 2・3 年生についても年度初めに入部届を提出する。

第 5 条 1 年生には、4 月当初、部活動見学・仮入部期間を設ける。各部は、期間中、1 年生を拘束してはならない。なお、部活動見学、仮入部期間は 17:00 までに下校し、原則、休みの日の練習には参加できない。

第 3 章 部活動の種類

第 6 条 部には運動部と文化部をおく。

【運動部】 野球（男女） バasketボール（男女） バレーボール（女）
サッカー（男女） ソフトテニス（男女） 卓球（男）
ソフトボール（女） 陸上競技（男女） 剣道（男女）
駅伝（活動期間が限定される）

【文化部】 吹奏楽 美術 茶道 自然科学

体操、水泳、スキー、スケート等、本校に設置されていない競技部の活動については、所属している団体から大会に出場するものとする。

第 4 章 部の結成

第 7 条 部を結成するときには、その目的を達成するために個人種目の競技は 8 名以上、団体競技はエントリー数以上の同行者が集まり、部活動主任に申し入れ、職員会議で承認を得られた後、同好会として活動する。その後 1～2 年の活動状況により部に昇格できる。

第 5 章 休 部

第 8 条 部活動会議(正式入部)の時点で、秋の新人大会の団体戦に出場できない人数となった場合、夏の中体連終了後から次年度部活動会議まで休部とする。男女ともにある部活動は男女分けて考えることとする。

第 9 条 休部中も、活動を継続して行うことができる。また、休部中に大会があり出場人数に満たない場合は、他から選手を補充し出場することができる。

第 10 条 休部となる部の 1・2 年生は休部にならない部活動に転部をすることができる。転部により 0 人になった場合は廃部とし、次年度の募集は行わない。

第 11 条 休部となっている部は、次の手続きをとった上で休部を解除することができる。

① 個人種目の競技は 8 名以上、団体競技はエントリー数以上の同好者が集まること。
団体戦に出場できる人数は次の通りとする（第 8 条参照）。
野球 9 人 バasket 5 人 バレー 6 人 ソフトテニス 4 人
サッカー 7 人 卓球 4 人 剣道 3 人 ソフトボール 9 人

② 部活動主任は、職員会議で復帰の希望を伝え、顧問を決定する。
③ 条件が整った時点で、職員会議で最終的に承認を得る。

第 6 章 廃 部

第 12 条 教員数の減少に伴って、顧問・副顧問の人数配置が困難になり、部活動が安全に行えないと部活動主任や校長が判断した場合、運営委員会→職員会議で部活動数や廃部を検討、決定していく。また、2 年連続で休部の場合は、次年度 1 年生の募集はせず、原則廃部とする。

第7章 合同部活動

第13条 合同部活動については、市中体連の実施要項を遵守し、職員会議に提案し、校長決定の元、承認とする。

第8章 部の構成

第14条 部の構成は次の通りとする。顧問・副顧問・部長・副部长・部員

第9章 部役員の任務

第15条 部長は部の活動（研究・練習）・部会予定を顧問に承認を得て計画し、部会の議長となる。また、部長会議にも出席する。
副部长は部長を補佐し、部長不在の場合はその代理を務める。

第10章 部長会議

第16条 部長は、生徒会本部・部活動主任が招集する部長会議には必ず出席しなければならない。

第11章 活動日・活動内容

第17条 休養日は、平日に1日（基本的には月曜日）、土・日曜日のいずれか1日の合計2日以上とする。
また、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替え休養日を確保する。

第18条 定期テスト前の活動中止
ア、中間テストは3日前からとする。
イ、期末テストは5日前からとする。
ただし、ア、イとも大会などの出場により考慮することもある。

第19条 活動時間

期間	活動終了時刻	完全下校
3月～11月	17:30	17:45
12月～2月	17:00	17:15

- ・平日は2時間以内、休日は3時間程度を目安とする。
- ・朝練習については、原則駅伝部のみ実施（7:40～8:10）。
やむを得ず実施する必要がある場合は、校長の許可を得る。

第12章 部室の使用

第20条 部室は決められた時間内に使用でき、使用した後は整理整頓に心がける。

第21条 部室には必要な用具のみを置き、貴重品は一切置かない。また、他の部室に入らないようにする。

第22条 部室での飲食は絶対にしない。

第13章 部活停止

第23条 部活動の目的に著しく反した場合、部活を停止する。停止期間は顧問・部活動主任・職員会議で決定し、その期間は活動を停止する。
(例 問題行動を起こした場合など)

第14章 その他

第24条 朝及び放課後の練習着は部活動内で指定されたものとし、Tシャツは学校・部活指定のものか中体連関係のものとする。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。
令和8年3月9日に一部を改定し、4月1日より施行する。